

令和 8 年 7 月 27 日
東 京 都
特 別 区 長 会

令和 7 年台風第 22 号及び第 23 号により発生した八丈町の災害廃棄物の 東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場への搬入開始について

八丈町において令和 7 年 10 月の台風第 22 号及び第 23 号に伴い発生した災害廃棄物のうち島内での処理が困難な廃棄物について、この度、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場への搬入を開始いたしますのでお知らせします。

記

1 搬入開始時期

令和 8 年 7 月 31 日(金)

※船の就航状況により変更になる場合があります。

2 災害廃棄物の種類及び量（予定）

種類	処理期間	処理見込量
可燃性廃棄物（木くず（枝葉等））	令和 8 年 7 月から 12 月まで	4,000 トン

3 輸送方法

都所有のコンテナを使用し、八丈島からチャーター船及び定期船にて輸送

4 搬入先

7 月 31 日(金)は新江東清掃工場を予定

以降の搬入先は、東京二十三区清掃一部事務組合にて調整

[問合せ先]

環境局 資源循環推進部 計画課

大谷、向畑

電話 03-5388-3576

内線 42-811